

# 7. 阿波連小学校いじめ防止基本方針

策定期日 平成26年3月5日

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条により、すべてのあがりっ子が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

## 1. 基本的な考え方

### (1) 基本理念

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全てのあがりっ子が安心して学校生活を送り、意欲的に教育活動に取り組むことができるよう校内・校外を問わず、いじめが行われないことを趣旨として、いじめの防止対策に全力を傾注する。

また、全てのあがりっ子がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観・無視・放置・隠蔽することがないように、指導を徹底する。そのため、いじめの防止対策を通して、「いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、あがりっ子一人一人が十分に理解できるように、全校協働体制で継続指導に努める。

さらに、地域ぐるみでのいじめの防止対策を視野に入れ、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最重要視されることを認識し、国、沖縄県、渡嘉敷村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の下、いじめの問題を根絶することをめざす。

### (2) 実践の方向性

学校の教育活動全体を通して、全てのあがりっ子に「いじめは決して許されない」ことを継続指導し、あがりっ子の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を築く能力の素地を養う取組を推進する。

### (3) いじめの防止等のための組織

① 阿波連小学校では、いじめ防止対策推進法第22条「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」を踏まえ、「**人権教育プロジェクトチーム**」を置く。

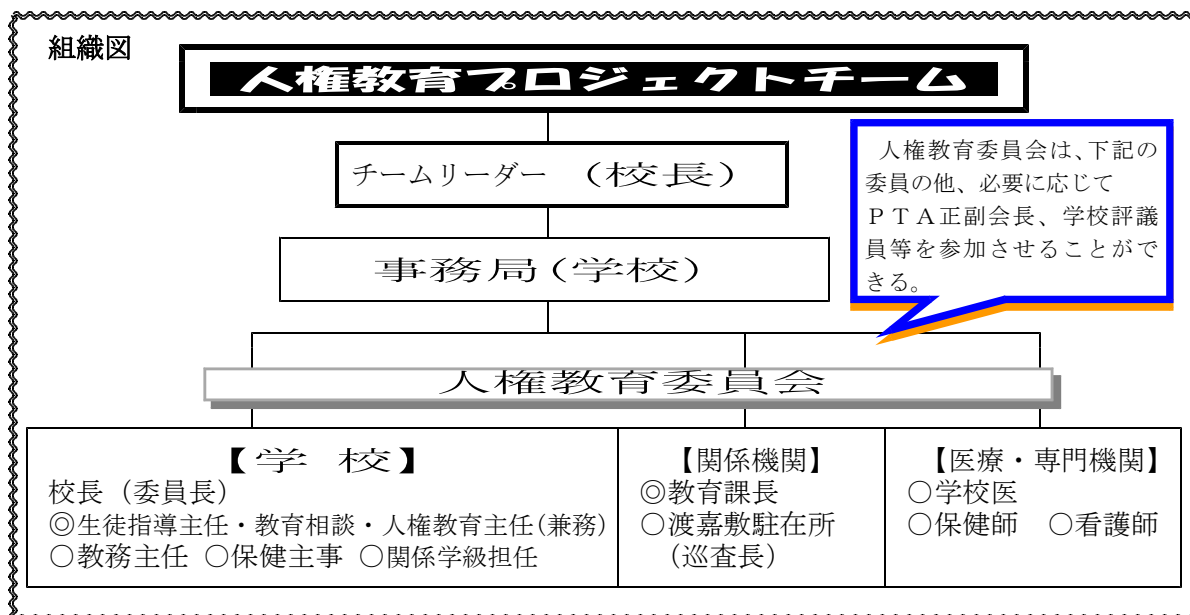
② 「いじめをする」という行為が他人の生命を脅かす最も許されない人権侵害として、組織名を「**人権教育プロジェクトチーム**」とした。

なお、組織のイメージを重くしないため、「いじめ防止」等の名称を避けたが、その趣旨は、いじめ防止対策に係る組織である。

③ 「**人権教育プロジェクトチーム**」は、年2回（7月、3月）に**人権教育委員会**を開催する。

いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間、学校を余儀なくされている疑いがあると認める場合、これを「**重大事態**」とし、**緊急**に**人権教育委員会**を開催する。

④ **人権教育委員会**は、**学校保健委員会**の前に開催する。



## 2. 「いじめの未然防止」について

### (1) 教職員

#### ① 校長

- ・学校教育目標2「だれとでも仲良く協力する子」の意味(具体的目標)について、職員朝会等をして、全教職員に周知し、それを踏まえて学級経営・教科経営に下ろすよう指示する。

#### 「だれとでも仲良く協力する子」の具体的目標

- 自う分のよさや友達のよさを認めることの出来るあはりっ子
  - グループ活動や縦割りの委員会活動を通して自分の役割を自覚し、協力して活動出来るあはりっ子
  - 学級・学校のきまりを守り、だれとでも仲良く遊べるあはりっ子
  - 自他の生命を尊重し、思いやりのある行動のとれたあはりっ子
- (※学校教育目標の意味は、学校計画「学校教育目標の具現化」に明示)

- ・校長講話や行事のあいさつ等で、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、心に響く体験活動などを推進し、計画的に取り組む。
- ・「ハナリ島遠泳」や「豊見城市立上田小学校での1日体験入学」「トリムマラソン」等、あはりっ子が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に推進する。
- ・いじめの問題にあはりっ子自らが主体的に参加する取組を推進する。(いじめ撲滅宣言)
- ・学校だよりやホームページで、「いじめ対策防止推進法」及び「阿波連小学校 いじめ防止基本方針」の啓発に努める。

#### ② 全教職員

- ・「いじめ対策防止推進法8条」(学校及び学校の教職員の責務)を踏まえ、教職員全体一丸となっていじめ防止への使命感と責務を持つ。

#### いじめ対策防止推進法8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- ・日常的ないじめの問題について触れ、学校全体、学級全体に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を持たせる。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解させ、傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

#### ③ 学級担任・教科担任

- ・一人一人を大切に「分かる授業」の充実に努める。

(理由) 児童が学校で過ごす時間の中で一番長いのは、授業時間である。教師は、授業が児童の苦痛になっていないか、ストレスを高めていないか、授業中に児童の不安や不満が高められていないかを常に意識し、「分かる授業」の充実に努めることが重要である。

テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、全てのあはりっ子が授業に参加できる、授業場面で「分かった」という喜びを味わえる授業を実践することにより、学力向上はもちろん、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。

- ・個々の価値観等の理解(道徳、特別活動)
- ・道徳教育の充実(人権教育、情報モラル)
- ・正しい判断力の育成(道徳、特別活動)
- ・チュラシマンデーや親子PTA作業等、奉仕的体験活動への積極的取組

- ④ 養護教諭
  - ・学校保健委員会や保健だより等で「命の大切さ」や「心の健康」について取り上げる。
  - ・研修資料を活用し、不登校の原因、いじめとの関連について職員に情報提供する。
  - ・生命を脅かす危険な行為、遊び(プロレスごっこなど)について、保健朝会等で児童に理解させる。
  - ・生徒指導・教育相談・人権教育主任との調整の下、人権教育委員会を補佐する。
- ⑤ 生徒指導・教育相談・人権教育主任(兼務)
  - ・学期始め(4月、9月、1月)の人権目標を「**いじめを許さない学校にしよう**」と設定し、あはりっ子への人権意識の高揚を図る。
  - ・年3回の人権教育委員会を計画的に進める。
  - ・いじめの問題について職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ⑥ 研究主任
  - ・夏季休業中及び冬期休業中に、いじめの問題にかかる校内研修計画を立て、全教職員のスキルアップを図る。
- ⑦ 平和教育主任・道徳教育推進リーダー(兼務)
  - ・「戦争は人間として絶対に許されない」＝「いじめは人間として絶対に許されない」として、生命を脅かす「いじめ」が学校生活におけるあはりっ子一人一人の平和を奪う行為であることを、平和集会等で取り上げる。

(2) あはりっ子

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」ことを理解する。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解する。
- ・自他の物を区別し、大切に扱う心を持つ。
- ・携帯電話やインターネットのマナーを理解する。
- ・善悪の判断が分かる
- ・地域行事や体験活動に積極的に参加する。

(3) 保護者(地域)

- ・「いじめ対策防止推進法9条」(保護者の責務)の理解

**いじめ対策防止推進法9条**

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであるであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

- ・自他の物を区別し、大切に扱う心の育成に努める。
- ・わが子に対し、携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりをし、守らせる。
- ・日常生活の様々な機会を通し、善悪の判断の育成に努める。
- ・地域行事や体験活動への参加を促す。

3. 「早期発見」について

(1) 教職員

① 校長

- ・日頃から、気軽に話せるようコミュニケーションづくりに努め、あはりっ子及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制の整備する。
- ・学校における教育相談が、あはりっ子の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に昨日しているか、定期に点検する。  
(点検方法 ア 授業参観 イ 教育相談週間時の参観 ウ 学校評価)

② 全教職員

- ・休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、あはりっ子が生活する場の異常の有無を確認する。

- ・日頃から、あはりっ子一人一人の様子を観察し、いつもと違う表情、行動をとったときは、速やかに担任に連絡する。また、月一回の生徒指導情報交換会で、全教職員に気になる表情、行動等を説明し、情報の共有化に努める。
- ・集団から離れて一人でいる児童への声かけに努める。
- ・個別面談や年3回（5月、9月、1月）のいじめアンケート調査による情報収集
- ・児童の持ち物に落書きやいたずら、靴などの紛失があった場合の即時対応と原因追究

### ③ 学級担任・教科担任

- ・日頃から、あはりっ子、その見守りや信頼関係を築けるよう児童理解に努め、あはりっ子が示す、小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間・放課後のあはりっ子とのスキンシップや雑談の中などで、交友関係や悩みを把握できるようにし、共感的な態度で悩みを聞く。
- ・学期一回の教育相談週間及び家庭訪問の機会を活用して、教育相談を行う。
- ・悩みや気になることがあったら、すぐに先生方に相談できる態度を育てる。
- ・悩みや気になることがあったら、先生方を信じてアンケートや日記に書ける態度を育てる。

### ④ 養護教諭

- ・保健室を利用するあはりっ子、委員会活動を共にするあはりっ子との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと違うと感じたときは、機会を捉え、悩みを聞く。

### ⑤ 生徒指導・教育相談・人権教育主任（兼務）

- ・年3回（5月、9月、1月）のいじめアンケート調査や教育相談の実施等、全校体制で計画的に実践できるように努める。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について全教職員及び児童に周知する。

## (2) あはりっ子

- ・悩みや気になることがあったら、すぐに先生方に相談できる態度を持つ。
- ・悩みや気になることがあったら、アンケートや日記に書ける態度を持つ。
- ・先生方や親にも言えない悩みがあったら、スクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口を利用できることを理解する。

## (3) 保護者(地域)

### ① 保護者

- ・わが子の悩みや相談にしっかりと耳を傾け、気になることについては速やかに学校に連絡する。
- ・日常的・積極的な子どもとの会話に努める。
- ・日常的に、服装の汚れや乱れ、けがのチェックに努め、気になることがあれば、学級担任に連絡する。
- ・わが子の持ち物の紛失や増加に注意する。

### ② 地域

- ・地域での子どもの様子に変容が見られたら、「**ワッター島のわらびんちゃー**」の気持ちで、速やかに学校に知らせるようにする。

## 4. 「いじめに対する措置」について

### (1) 情報を集める

#### ① 全教職員

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける。
- ・あはりっ子や保護者から、「いじめではないか」との相談やうったえがあった場合には、メモを執りながら真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りを行い、いじめの正確な実態把握に努める。
- ・その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取り場所、時間等に慎重な配慮を行う。  
(教育相談場所・算数B教室)
- ・いじめた児童が複数いる場合は、同時にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・教職員、あはりっ子、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を収集する。

- ア 聞き取りは、生徒指導主任を中心に全教職員で分担する。
- イ その際、得られた情報は確実に記録に残す。(養護教諭)
- ウ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を組む

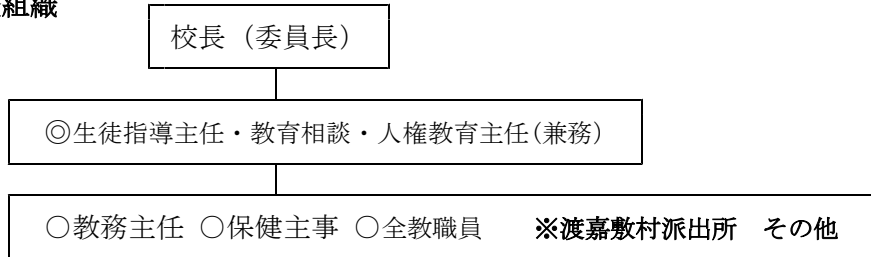
② 全教職員

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む

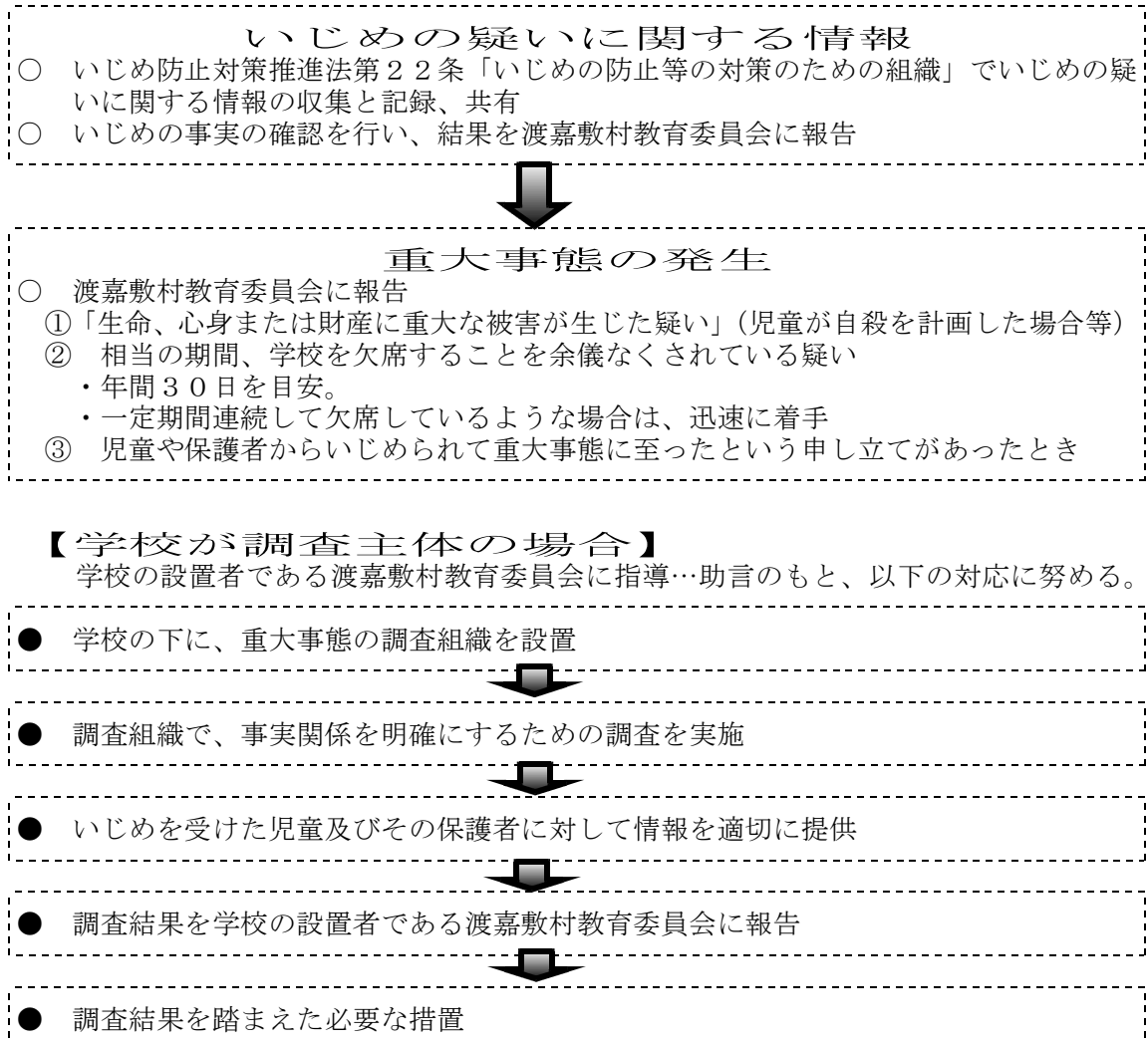
- ア いじめられた児童やいじめた児童への対応 (学級担任、養護教諭)
- イ その保護者への対応 (校長、学級担任)
- ウ 教育委員会や関係機関等への連絡の必要性の有無 (校長、教務主任)

5. 重大事態への対処

(1) 調査組織



(2) 重大事態対応フロー図



### (3) 懲戒権の行使

- ① 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

### (4) 直接、いじめを行っていない児童への対応

- ① 傍観・無視・放置・隠蔽することがいじめに荷 担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解
- ② 言いなりにならず、自分の意志で行動すること の大切さの指導

### (5) 保護者への連絡と支援・助言

- ① いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ② 事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を保護者に適切に提供する。
- ③ いじめに気付いた場合、傍観者とならず、保護者へ通告できるように指導
- ④ どんな場合でもいじめる側や傍 観者にならない強い意志を育成

### (6) 保護者の対応

- ① いじめられた側の保護者
  - ・子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話にしっかり 耳を傾けることで事実や心情の 把握に努める
  - ・問題解決へ向けた学校の方針へ の理解と協力
- ② いじめた側の保護者
  - ・いじめられた児童を守る対応をすることへの理解
  - ・事実の冷静な確認と子どもの言い分にしっかり耳を傾けること
  - ・被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
  - ・問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力

### (7) 教育委員会・関係機関との連携

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに村教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- ② いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、渡嘉敷派出所（巡査部長）と連携する。

### (8) 学校評価の実施

- ① いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

## 7 年間計画の作成及び評価（PDCA サイクル）

### 8 PTA 及び関係機関等との連携について

- ・次頁「いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的取組」参照

### 9 学校のホームページ等での公開

## 5. いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的取組

### 1 学校の取組

		あがりっ子へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		①個々の価値観等の理解（校長講話、道徳、特活） 「いじめは人間として絶対に許されない」という 雰囲気を学校全体に醸成する。」 ②道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ③正しい判断力の育成（道徳、特活） ④チュラシマンデー等、阿波連ハーリー、阿波連 浜下り等奉仕体験活動や地域行事への積極参加 ⑤「分かる授業」の充実	○自他の物を区別し、大切に扱う 心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲ ーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し、善悪 の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 ○授業参観への積極参加	
いじめの早期発見		①集団から離れて一人である児童への声かけ ②教育相談週間等における個別面談やいじめアン ケートによる情報収集 ③日頃からあがりっ子一人一人の様子を観察し、 いちもと違う表情、行動をとったときは、速や かに全職員で気になる行動の共有 ④文房具などの持ち物にいたずらや靴・上履き等 の紛失があった際の即時対応と原因究明	○日常的・積極的な子どもとの会 話・スキンシップ ○服装の汚れや乱れ、けがのチェ ック ○子どもの持ち物の紛失及び変容 の際の学校への 連絡	
い じ め の 早 期 対 応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	①本人や周囲からの聞き取りによる、身体的、精 神的な被害の的確な把握、迅速な書記対応 ②休憩時間における教師の観察等、被害が 継続 しない体制作り ③いじめの原因究明や背景の調査等による根本的 解決	○子どもを守る強い姿勢を見せる ことと、子どもの話にしっかり 耳を傾けることで事実や心情の 把握に努める ○問題解決へ向けた学校の方針へ の理解と協力
		いじめた側	①事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」と いう毅然とした態度でいじめを阻止 ②いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ③関係機関（教育委員会や渡嘉敷交番）との連携 ④人権教育委員会における情報提供及び解決	○いじめられた児童を守る対応を することへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言 い分にしっかり耳を傾けること ○被害児童・保護者への適切な対 応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	①本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被 害の把握、迅速な書記対応 ②休憩時間における教師の観察等、被害が 継続 しない体制作り ③いじめの原因究明や背景の調査等による根本的 解決	○子どもを守る強い姿勢を見せる ことと、子どもの話にしっかり 耳を傾けることで事実や心情の 把握に努める ○問題解決へ向けた学校の方針へ の理解と協力
		いじめた側	①事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」と いう毅然とした態度でいじめを阻止 ②いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ③関係機関（学校医や訪問カウンセラー）との連携 ④人権教育委員会における情報提供及び解決	○いじめられた児童を守る対応を することへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言 い分にしっかり耳を傾けること ○被害児童・保護者への適切な対 応（謝罪等）
	が判断しにくい・ 行為	いじめられた側	①苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で 守る」ことの約束 ②本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的 確な把握、迅速な書記対応 ③いじめの原因究明や背景の調査等による根本的 解決	○子どもを守る強い姿勢を見せる ことと、子どもの話にしっかり 耳を傾けることで事実や心情の 把握に努める ○問題解決へ向けた学校の方針へ の理解と協力
	いじめた側	①事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」と いう毅然とした態度でいじめを阻止 ②いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ③関係機関（学校医や訪問カウンセラー）との連携 ④人権教育委員会における情報提供及び解決、	○いじめられた児童を守る対応を することへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言 い分にしっかり耳を傾けること	
直接関係ない児童	①傍観・無視・放置・隠蔽することがいじめに荷 担することと同じであること、いじめられた児 童の苦しみの理解 ②言いなりにならず、自分の意志で行動すること の大切さの指導		○いじめに気付いた場合、傍観者 とならず、保護者へ通告できる ように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍 観者にならない強い意志を育成	

### 2 家庭や地域との取組

各家庭（PTA）での取組	○わが子に関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発 （保護者総会や学級懇談会における保護者同士の情報交換会、教育講演会の実施） ○わが子のがんばりをしっかり認めて褒めること、悪いことをしたときは、はっきり と叱るブレない子育て ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	○地域の子どもたちへの積極的挨拶と声かけの依頼 ○行動の気になる子どもへの積極的な声かけと学校・保護者への連絡